

給与所得者の課税制度

小池 和 彰

目 次

はじめに

I. 給与所得控除と実額控除をめぐる判例（大島訴訟）

II. 給与所得控除と実額控除

むすび

は じ め に

現在、わが国の給与所得者の課税制度にあつては、源泉徴収と年末調整が原則とされ、確定申告を行い実額経費を控除する方式を選択することは許されてはいない。

しかしながら、わが国において、給与所得者に対して、源泉徴収税方式ばかりではなく、確定申告方式も選択することができるようにしようという議論が従来からあり、現に今も検討されている。政府の経済財政諮問会議は、給与所得者の自主的な申告を促す制度を現在検討中であり、確定申告を行い、給与収入から実額経費を控除する方式を認めようとしているのである¹⁾。

源泉徴収制度は、国の財政の基盤となる税を確実に確保し、税務執行面で便利である（源泉徴収・年末調整を会社が代行しておこなっているからもあるが）というメリットがある反面、納税者が税を納付しているという意識を希薄にする。

しかしながら、給与所得者も他の事業者と同様に確定申告をするようになれば、状況は異なるだろう。いわゆる納税意識は高まる。

また、わが国における給与所得の金額の計算は、事業所得の金額の計算などと異なり、収入金額から給与所得控除額とよばれる概算経費を控除することにより計算されている。この概算経費控除額は、給与所得者が収受している収入金額の30%ほどに達し、相当な金額が控除されているにも関わらず、給与所得者を中心として、依然として不満があるように思われる。

1) 『日本経済新聞』2002年3月26日。税制調査会〔1986, p.102〕が1986年3月11日に公表した「給与所得控除等に関する専門小委員会報告」においても次のような提案がすでになされている。

(1) 現行の概算的な給与所得控除を、給与所得者の「勤務費用に係る概算控除」と「他の所得との負担調整に配慮して設けられる特別の控除」とに分解する形で組み直してはどうか。

(2) そのうえで、給与所得者の「勤務費用に係る概算控除」について、選択による実額控除を認めることとし申告納税の途を拓くこととしてはどうか。

給与所得者の納税意識を高め、同時に不満も解消するとすれば、自主的に確定申告を行い、実額経費を給与収入から控除するという課税方法は、望ましい制度のように思われる。しかし、問題点もあるように思われる。たとえば、交際費なども実額経費として控除することを認めるという案も浮上しているとのことだが、果たしてどの程度認められるのであろうか。

わが国では、かつて、同志社大学・大島教授の“サラリーマン税金訴訟”において実額控除経費をめぐる争われた裁判があった（昭和41年8月京都地裁に提起）。本稿では、大島訴訟で展開された議論を手がかりにして、わが国における給与所得者の課税制度をめぐる問題について、検討していくことにする。

I. 給与所得控除と実額控除をめぐる判例（大島訴訟）

1. 事件の概要

昭和60年3月27日最高裁判決の大島訴訟とは〔昭和55年行（ツ）第15号〕、同志社大学の大島正氏の昭和39年度分所得税更正決定及び無申告加算税賦課決定をめぐる争われた事件である〔最高裁判所事務総局編, 1985〕。原告である大島氏は、昭和39年に同志社大学から給与の支払い1,707,090円を受けるとともに、原稿料等にかかる雑所得50,955円を得ており、所得税の申告義務があったにもかかわらず、その確定申告をしなかった。そこで、所轄税務署長は、所得税法に基づき、大島氏に対し、所得税の決定処分を行っている。

大島氏は、給与所得に関する旧所得税法の規定は、憲法14条1項（法の下での平等）、30条（納税の義務）及び84条（租税法律主義）並びに98条2項（条約及び国際法規の遵守）に違反し無効であるとして、上記決定処分の取り消しを求める訴訟を行っている。

大島氏の主張は、①給与所得者に対する規定全体が事業所得者等に比較して不公平であること②給与所得控除制度は給与所得者に対して必要経費の実額控除を認めておらず、法所定の給与所得控除額は原告の実際の必要経費より少ないこと、③給与所得者の捕捉率は、他の所得者に比べて著しく高いこと、及び他の所得者には各種の特別措置が講じられており、給与所得者に不公平をもたらしていること、などであった。

2. 大島訴訟に見られる問題点

(1) 給与所得において必要経費が存在するか否か

大島訴訟の第一審判決においては、理論上、給与所得者にもその給与収入を得るために必要な経費というものがあると見られ、収入金額から必要経費を控除することが法律上も認められてしかるべきであるとされた。たとえば、納税者の背広等の被服費の支出は、主として勤務のために着用する場合には、必要経費になるとしている。クリーニング代も同様の扱いとなるとし、通勤費も必要経費性が認められるとしている。

第二審では、サラリーマンはその給付した従属労働に対する代償として賃金等の給付を受けているのであるが、労働者は、これを收受するにつき、労働を給付する以外には何等不利益も強いられないから、給与収入について、そのための必要経費を考慮する余地はない。すなわち、給与所得は従属労働に対する対価であり、本来必要経費なるものを要しないとされている。

しかし、最高裁判決では、給与所得についても収入金額を得るための必要経費の存在を觀念しうるとして、必要経費の存在を肯定している。もっとも第二審判決では、研修費や社内交際費を職業費と呼びその適正部分（適正職業費）を給与所得控除において考慮し、非課税化する必要があると述べているが、最高裁判決では、この職業費及び適正職業費の概念・範囲は極めて不明確であるとされている。

(2) 給与所得控除制度の合理性

大島訴訟の最も重要な論点は、給与所得者にも、確定申告を行い、実額経費を控除する権利を与えるべきか否かということであった。しかしながら、裁判では、概算経費控除である給与所得控除が合理的であり、実額経費控除は認められないとされている。

給与所得控除が設けられている理由として、第一審において、①必要経費の概算控除②給与所得が本人の勤労のみによって得られ、本人の死亡により直ちに失われるなどの不安定なこと（担税力が弱い）に対する考慮、③給与所得の把握（捕捉）が他の所得に比し相対的に容易であることに対する考慮、④給与所得の源泉徴収による早期納税に基づく金利の調整という4点を総合したものであるとしている。

また最高裁判決では、次のような理由で実額控除が認められないとしている〔最高裁判所事務総局編、1985、p.259〕。「給与所得者は、事業所得者等と異なり、自己の計算と危険とにおいて業務を遂行するものではなく、使用者の定めるところに従って役務を提供し、提供した役務の対価として使用者から受ける給付をもってその収入とするものであるところ、右の給付の額はあらかじめ定めるところによりおおむね一定額に確定しており、職場における勤務上必要な施設、器具、備品等に係る費用のたぐいは使用者において負担するのが通例であり、給与所得者が勤務に関連して費用の支出をする場合であっても、各自の性格その他の主観的事情を反映して支出形態、金額を異にし、収入金額との関連性が間接的かつ不明確とならざるを得ず、必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費との明瞭な区分が困難であるのが一般的である。その上、給与所得者はその数が膨大であるため、各自の申告に基づき必要経費の額を個別的に認定して実額控除を行うことは、技術的及び量的に相当の困難を招来し、ひいては租税徴収費用の増加を免れず、税務執行上少なからざる混乱を生ずることが懸念される。また、各自の主観的事情や立証技術の巧拙によってかえって租税負担の不公平をもたらすおそれもなしとしない。旧所得税法が給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた目的は、給与所得者と事業所得者等の租税負担の均衡に配慮しつつ、右のような弊害を防止することにあることが明らかであるところ、租税負担を国民の間に公平に配分するとともに、租税の徴収を確実・的確かつ効率的に実現することは、租税法の

基本原則であるから、右の目的は妥当性を有するものというべきである。」

まず、支出した金額と収入金額との関連性が不明確であり、加えて、必要経費と家上の経費との明瞭な区分も困難であるとしている。また、給与所得者はその数が膨大であるため、各自の申告に基づき、必要経費の額を個別的に認定して実額控除を行うことは困難であるとして、税務執行上の問題を指摘している。さらには、給与所得者に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けられた目的として、給与所得者と事業所得者等との租税負担の均衡を考慮したものであるとしている。

(3) 捕捉率の格差について

捕捉率の格差に関して、第一審判決で、給与所得者の捕捉率はほぼ完全に近いが、その他の所得の捕捉率は低いと捕捉率の格差について次のように認めている〔最高裁判所事務総局編、1985, p.281〕。「所得税法の各種所得に対する課税の根拠を定める条項はすべて、前記10種類の所得の捕捉率がいずれも等しく100%であるという前提で規定されているが、源泉徴収納税にかかる給与所得と申告納税にかかるその他の所得、例えば事業所得、農業所得との実際の捕捉率には著しい格差が存在していることは公知の事実である。いうまでもなく、給与所得の捕捉率が最も高く、税務関係者の間では九・六・四（クロヨン）、つまりは給与所得は九割、事業所得は六割、農業所得は四割の捕捉率であるという見方が一般になされているが、実際はもっと大きな格差があり、給与所得から順次一〇割、五割、四割の捕捉率であって、給与所得については源泉徴収制度を媒介として実にもごとな徴税実績があげられている。そのため、給与所得者は事業所得者、農業所得者に比べその二倍以上の割合で所得税を負担しているものである。」

しかし、これについては、原則的には、税務行政の適正な執行により是正されるべき性質のものであり、また本件の場合、著しい格差があるとはいえないとしている。

II. 給与所得控除と実額控除

1. 給与所得控除

給与所得控除は、大正2年に、給与所得が資産所得、事業所得と比べて担税力が弱いこと等を理由として設けられた勤労所得控除として出発している²⁾。

また、シャウプの報告書においては、次の4点が、勤労控除の根拠として、挙げられている〔1949, p.69〕。「1. 勤労控除は、個人の勤労年数の消耗に対するある種の減価償却費を意味する。2. 勤労控除は、収益を獲得するために払われる努力及び余暇の犠牲が認められたものである。3. 勤労控除は、勤労にともなう経費はしばしば普通の生活費とほとんど区別がつかないため、税務行政上の理由から、特別控除として控除されない勤労のために発生する追加的な費用の概算控除である。4. 勤

2) 給与所得控除の沿革については、泉美之松「給与所得控除の沿革」〔1985〕を参照されたい。

労控除は、賃金・給与がその他の所得に比較して相対的により適切な評価を受けるので、それを相殺する効果を有している。」

しかし、一般的には、給与所得控除は、大島訴訟で掲げられた4つの理由から、設けられているといわれる〔たとえば、注解所得税法研究会編，1997，pp.397-398〕。

給与所得者の地位が不安定であり、事業所得・資産所得などの他の所得と異なり、担税力が弱いとする論点には、疑義がある。社会において、不安定な状況にあるのは、何も給与所得者のみではない。また資産価値も変動する。給与所得のみが担税力が弱いわけではない。

しかし、給与収入は、源泉徴収であるため、給与所得税は、他の所得税、たとえば事業税などよりも早期に納付されている。この納期の差から生じる金利の差額について、給与所得者の負担軽減を図る必要がある点は同意できる。

また、大島訴訟でも捕捉率の格差が論じられたが、給与所得者の場合、他の所得、たとえば事業所得と比べると、所得の把握が容易である³⁾。税務行政面で他の所得の把握に務めていただくことが望ましいが、他の所得の場合には、給与所得と異なり所得の把握が困難であり、これに対しては何等かの配慮が必要になるであろう。

さらに、給与所得者に対しては必要経費といえるべき経費が一般的には発生しないので、給与収入にそのまま課税するのは問題がある。たとえ給与所得者に必要経費がほとんどかからなくても、不公平感を軽減するために、給与所得者に対して何等かの軽減策は必要であり、その一つの方法が給与所得控除という概算経費であるといえる。

2. 実額控除

大島訴訟では、必要経費の実額控除が要求されている。故大島氏は、大学教授であったので、研究費、学会関係費、学生関係費（大島氏は、同志社大学重量挙部の部長をしていた）などがあり、これらは研究者・教育者としての必要経費であると主張することが可能であろう。しかし、一般の給与所得者は、必要経費とよべるものがほとんどないのではあるまいか。

給与所得者が支出する費用の多くは、日常生活を送るための家事費である⁴⁾。給与所得者の場合、たとえば交際費は、企業利益追及のための支出ではないし、また自己の給与を取得するのに必要な経費であるということは、困難である。

所得税法によれば、下記のごとく所得を10種類にわけ、所得金額を算出することとされている。

- 3) 事業所得者は、青色事業専従者給与として、配偶者に所得を分散することができるが、給与所得者はできない。これも、給与所得者が事業所得者に比し、不公平である理由の一つとなっているが、これに対しては対策が存在する。たとえば、三木教授が主張しているように〔1985，p.27〕，二分二乗方式（夫婦の所得を合算して、その半分をそれぞれの所得とする方式）がある。
- 4) 所得税法は、その45条①一で、家事上の経費及びこれに関連する経費で一定のものを必要経費に算入しないとしているが、ここにおける家事上の経費が何であるかに関しては、定義していない。

利子所得＝収入金額（所得税法 23 条）

配当所得＝収入金額－元本取得に要した負債の利子（所得税法 24 条）

不動産所得＝収入金額－必要経費（所得税法 26 条）

事業所得＝収入金額－必要経費（所得税法 27 条）

給与所得＝収入金額－給与所得控除額（所得税法 28 条）

退職所得＝収入金額－退職所得控除額（所得税法 30 条）

山林所得＝収入金額－必要経費－特別控除額（所得税法 27 条）

譲渡所得＝収入金額－取得費－譲渡に要した費用－特別控除（所得税法 33 条）

一時所得＝収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額（所得税法 34 条）

雑所得＝収入金額－必要経費（所得税法 35 条）

上記のように、利子所得、給与所得、及び退職給与所得以外は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除して計算されている。利子所得は、必要経費がほとんどかからないため、通常、収入金額が即所得となるので、必要経費の控除は認められていない。給与所得と退職所得も、利子所得ほどではないが、給与所得あるいは退職所得を得るのに要した費用はほとんどないのではないかと、

現実の所得計算は、給与所得と退職所得は、給与所得控除と退職所得控除といういわば、概算経費が控除されることになっている。これは、給与所得には必要経費はかからないが、そのまま収入金額即所得としては、給与所得のみを有する者は不利になってしまうために設けられた、給与所得者に対する特別の配慮として受け取るべきではないかと、

大島裁判判決の結果を受けて、昭和 62 年から、特定支出の控除が認められることになった。下記に示した給与所得者の特定支出額が給与所得控除額を上回った場合には、その超過額を申告によって控除することができるようになったのである⁵⁾。

- (1) 通勤費
- (2) 転勤のための引っ越し費
- (3) 特定の研修費
- (4) 特定の資格取得費
- (5) 単身赴任者の帰宅往復旅費

5) 大島訴訟最高裁判決において裁判官伊藤正巳氏の補足意見の中に、次のようなものがある〔最高裁判所事務総局編, 1985, pp.263-264〕。「特定の給与所得者について、その給与所得に係る必要経費（いかなる経費が必要経費に当たるかについては議論の余地があり得ようが、法廷意見もいうように、給与所得についても収入金額を得るための必要経費の存在を觀念し得る。）の額がその者の給与所得控除の額を著しく超過するという事情がみられる場合には、右給与所得者に対し本件課税規定を適用して右超過額を課税の対象とすることは、明らかに合理性を欠くものであり、本件課税規定は、かかる場合に、当該給与所得者に適用される限度において、憲法 14 条 1 項の規定に違反するものといわざるを得ないと考える（なお、必要経費の額が給与所得控除の額を著しく超過するような場合には、当該所得が真に旧所得税法の予定する給与所得に当たるかどうかについて、慎重な検討を要することは、いうまでもない。）」

この特定支出控除制度は、現実には、利用者はほとんどいない。特定支出が、5つに限られているという批判があるが〔中島, 1991, pp.9-10〕, これらの項目以外で給与所得を得るために必要不可欠である明言できる経費が一般の給与所得者に果たしてあるだろうか。

また上記の特定支出は、必要経費となる可能性はあるが、一般にこれらの費用は、その大部分を、企業が負担しており、本人は負担していないので、給与所得者の必要経費の対象にはならない。

また、家事関連費と必要経費との区分为容易でない。所得税の場合、個々の費用が必要経費に当たるかどうかを判断することは難しい。

植松氏は、次のように述べている〔1978, p.42〕。「必要経費」の内容は、一応以上のように理解できるようにしても、所得税の場合、個々の支出が必要経費に当たるかどうかの判断について、個人特有の困難性がつきまとう。すでにふれたように個人には所得稼得活動のほかに消費生活があり、しかもその行動には経済合理性のほかに、人間的付き合いや義理人情、趣味嗜好娯楽などの要素が混在し、その支出の内容を複雑にし、その税法的評価をむずかしくしているからである。」

本稿において既に引用したように、大島訴訟においても〔最高裁判所事務総局編, 1985, p.259〕, 実額控除が認められない理由として、たとえ給与所得者が負担した費用であっても、収入金額との関連性が間接的で不明確であり、また、必要経費と家事費の区分为困難であることが挙げられている。

北野教授は〔1986, p.127〕, 大島訴訟の結果を受けて、欧米では、サラリーマンにも実額経費控除と納税申告権を保障しており、諸外国で行われているのに、「先進文化国」の日本でできないはずはないとする。そして、つぎのような提案を行っている。①現行のドンブリ勘定の給与所得控除を、法定概算経費控除、勤労控除、把握控除、利子控除、の四つに分解し、経費部分を法律上明確にする。経費分は毎年の実態調査に基づいて法定する。②法定概算経費控除と実額経費控除の選択性とする。③年末調整も選択性とし主権的権利である納税申告権を給与所得者にも保障する。④毎月の源泉徴収の仕組みも給与所得者の法的地位を中心として構成し、不服申立て権・納税猶予権等を保障する。

北野教授は上記のごとき主張をしながらも、大部分の給与所得者が従来どおり法定概算経費控除と年末調整を選択するとみられると指摘しているが〔1986, p.128〕, 筆者もこの見解については同意見である。なぜならば、一般の給与所得者に関する実額経費が、現在認められている給与収入の30%程度の概算経費控除を超えないからである。

たとえば、野口教授も、経費の実額控除は、納税者にとって税負担のメリットはもたらさないので、現行制度の方が有利であると指摘する〔1986, pp.58-59〕。給与所得者の必要経費を定義すると、“勤務のために支出した費用のうち、通常必要と認められ、かつサラリーマンでなければ支出しないもの”という定義をとることになることが考えられるが、この定義により必要経費と認められるのは、通勤費、転勤費用、単身赴任関連経費、研修費といったものぐらいで、冠婚葬祭費や交際費のような費用は、認められないのではないかと主張する。野口教授は、次のように述べている〔1986,

p.58]. 「また、職場関連の冠婚葬祭費、つきあい費、さらには、深夜勤務からの帰宅タクシー代なども必要経費的な性格のものとなしうであろう。しかし、これらについては、執行上の困難がある。まず、冠婚葬祭費については、通常、領収書がないから、金額の立証が困難であろう。また、つきあい費やタクシー代については、私的な目的のものとの区分が証明しにくいという問題がある。飲食費やタクシーの領収書があっても、私的目的の支出でないことの証明は困難だからである。こうした理由から、これらのものは、概念的には経費と認め得ても、執行の観点から除外せざるを得ないと思われる。」

納税者の権利を求めて訴訟を起こした故大島氏の功績は大きい。税制に対する人々の関心を高め、捕捉率を意味する九・六・四（クロヨン）－給与所得は九割、事業所得は六割、農業所得は四割－を世間の人々に浸透せしめた。また給与所得控除という概算経費控除の金額を増加せしめた。大島訴訟の一審判決があった昭和49年には年収150万円以下が前年の20%から40%に、300万円以下が10%から30%に、600万円以下が5%から20%へと、控除率が大幅に引き上げられている（現在は給与収入の30%程度にまで増大）〔泉，1985，p.285〕。さらには、現実的に機能しているとはいいがたいのであるが、給与所得者の必要経費の申告権を法において認めたことを意味する特定支出控除という制度の創設を導いた。

しかしながら、確定申告をする現実的なメリットが給与所得者に果たしてあるのかということについて筆者は疑問を持たざるを得ない。大島訴訟における最も重要な論点は、給与所得者にも確定申告を行い実額経費を控除する権利を与えるべきであるというものであったが、給与所得者の必要経費は、その範囲が狭くて、金額的に小さい。給与所得者が必要経費を計上する前に、法人が必要経費を計上し、給与所得者の必要経費を吸収してしまう場合がほとんどである。給与所得者に対する必要経費は存在するが、しかし現実にはほとんどの場合実額経費は発生しない。発生するとしても、交際費ぐらいであるが、給与所得者が個人的に支払う交際費は、食事という極めて家事費的な要素を有しており、客観性を重要視する税法において、このような交際費が必要経費として認められる可能性は極めて低いし、また、少なくとも、何らかの制限が加えられるのではないかと考えられる。したがって、確定申告・実額控除制度の採用は、通常の給与所得者にとって実益をもたらさないのではないか。

また仮に、確定申告・実額控除方式の選択が認められる一方で、給与所得控除が大幅に縮小されるならば、大部分の給与所得者にとっては、これまでの給与所得控除方式の方が、明らかに有利であるように思われる。

課税をする側の真の意図は、給与所得者に確定申告をする権利を与えて、納税意識を高めることなのだろうか。確定申告・実額経費控除を許容するが、しかしその代わりに概算経費控除の金額を減少させることにより、増税を図ろうとしているのではないだろうか。

む す び

大島訴訟を契機として、給与所得控除は拡大されており、一般の給与所得者は、実額経費を控除するよりも給与所得控除を受けた方が有利な状況にある。本稿で検討したサラリーマン税金訴訟における大島教授のように大学の教員であれば、必要経費とみなし得る経費があるが、通常の場合、給与所得を稼得するのに必要な経費は少額なので、実額経費控除制度の採用は、一般の給与所得者にとっては、実益はない。

もし仮に、確定申告を行い実額経費控除をする方式の選択が認められることにより、その代償として、これまでの概算経費控除である給与所得控除が大幅に縮小されるならば、一般の給与所得者はこれまでよりも明らかに不利となる。給与所得者は、確定申告をする権利は得られるが、その一方で、納税という義務もこれまでよりも多く負担しなくてはならないことになろう。

また、確定申告書作成が、給与所得者の負担になることが予想される。給与所得者が確定申告を行うとすると、当然申告書を作成しなければならない。給与所得者の中には、税法の知識等が充分でない納税者もあり、そのような納税者にとって、この確定申告書の作成に関する負担が増える可能性がある。

さて、これから実額控除制度が導入されるとしたならば、給与所得者の必要経費がどのような範囲で、またどの程度認められるのかが、今後の検討課題となるはずである。他の国の状況なども参考になるであろう。たとえば、アメリカでは、わが国では非課税とされている通勤費に関して、課税されている。給与所得者にとって、通常かつ必要であると考えられる通勤費が何故に課税されているのだろうか。今後の検討課題としたい。

参 考 文 献

- Shoup Mission, *Report on Japanese taxation*, General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, 1949.
泉美之松「給与所得控除の沿革」『税務弘報』第33巻第6号, 1985年6月。
植松守雄「所得税法における「必要経費」と「家事費」」『一橋論叢』80巻5号, 1978年11月。
北野弘久「サラリーマンの必要経費(上)」『季刊労働法』116号, 1980年6月。
———「サラリーマンの必要経費(中)」『季刊労働法』117号, 1980年9月。
———「サラリーマンの必要経費(下)」『季刊労働法』118号, 1980年12月。
———『サラリーマン税金訴訟』税務経理協会1986年。
最高裁判所事務総局編『最高裁判所民事判例集』第39巻第2号, 1985年。
注解所得税法研究会編『注解所得税法』財団法人大蔵財務協会1997年。
中島茂幸「給与所得者の特定支出控除の特例についての一考察—大島訴訟と所得税法改正をめぐる—」『北見大学論集』第26号, 1991年9月。
中村芳昭「申告納税制度改革」『法律時報』第57巻第8号, 1985年7月。
野口悠紀雄「給与所得控除と実額控除」『税経通信』第41巻第9号, 1986年7月。
三木義一「給与所得者と不公平税制—大島訴訟最高裁判決後の課題を中心として」『法律時報』57巻8号, 1985年7月。
宮口貞雄「給与所得控除の意義とその在り方」『税研』13巻79号, 1998年5月。

山本謙介「給与所得金額の計算－給与所得控除－」『税法学』第434号, 1987年2月.

税制調査会「給与所得控除等に関する専門小委員会報告」『ファイナンス:大蔵省広報』第22巻1号, 1986年4月.

The Tax System of Salaried Taxpayers

Kazuaki KOIKE

ABSTRACT

The economic and financial committee of the Japanese government forces taxpayers to use a voluntary income tax return system. Currently, taxpayers obtaining a salary from companies have their income tax deducted directly from their taxable income. However, the new plan of this committee allows them to choose between the voluntary income tax return system and the withholding tax system. The voluntary income tax return system means that they can deduct the real amount of money, which they spend, from their taxable income. On the other hand, the withholding tax system means that they can deduct approximate amounts as a deductible expense from their taxable income. But, so far, to deduct the real amount of money, which they spend, from their taxable income, has been refused in court (ex, the case of Oshima v. Commissioner) and this has been a controversial issue among scholars.

In the wake of the Oshima case, the system of specific expenditure deduction was made in 1987; if the amount of five specific expenditures exceed the approximate amount, they can deduct the real amount of money from taxable income. But, few taxpayers have used this system so far.

It is likely that the voluntary income tax return system, in which people can deduct the real amount of money from their taxable income, might improve awareness among taxpayers. But, because there is a highly possibility that approximate amounts, which can be deducted from taxable income, are reduced and the tax burdens are increased, the committee's plan should be examined carefully. In this paper, this tax problem regarding salaried taxpayers is examined.